

【訪問型サービス】

訪問介護相当サービス(現行相当)

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の介護予防訪問介護サービスと同様のサービス ・サービス提供時間⇒現行の基準省令に準ずる ・サービス支援内容⇒現行の基準省令に準ずる 	
対象者	要支援者、サービス事業対象者	
サービス提供者の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○継続して現行相当サービスの利用が必要であるとケアマネジメントで認められた場合 ○以下のような、訪問介護員によるサービスが必要な方 <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下、精神疾患により日常生活に支障がある症状、行動を伴う場合 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方(退院6カ月) <ul style="list-style-type: none"> ・医学的管理や見守りが必要な方 ・身体介護が必要な方 ○新規の対象者で、上記の例に該当しケアマネジメントで認められるケース 	
事業実施者	既存の介護予防訪問介護事業所	
人員・ 設備・ 運営の 基準	人員	現行の設置基準に準ずる
	設備	事業の運営に必要な広さを有する専有の設備、備品
ケアマネジメント	ケアプランA(原則的な介護予防ケアマネジメント)	
運営・必要事項	現行の介護予防訪問介護に準ずる	
計画期間	おおむね1年	
基本報酬額	現行の介護予防給付に準ずる (週1回利用の場合) 包括報酬 1,176単位 (週2回利用の場合) 包括報酬 2,349単位 (週3回利用の場合) 包括報酬 3,727単位 ・加算、減算：現行の介護予防給付に準ずる ・1単位の単価：6級地(10.42円)	
利用者負担	所得に応じて1割～3割	
給付管理	あり	
事業者への支払い	国保連合会経由審査支払	
サービス種類コード	A2	